

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月26日
【事業年度】	第69期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）
【会社名】	株式会社東京穀物商品取引所
【英訳名】	Tokyo Grain Exchange Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 畑野 敬司
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋堀留町一丁目10番16号
【電話番号】	03 - 3668 - 9311
【事務連絡者氏名】	執行役員 伊藤 國光
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町一丁目10番16号
【電話番号】	03 - 3668 - 9311
【事務連絡者氏名】	執行役員 伊藤 國光
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次 決算年月	第67期 平成22年3月	第68期 平成23年3月	第69期 平成24年3月
営業収益 (千円)	693,430	441,862	202,392
経常損失 ( ) (千円)	399,369	740,522	598,609
当期純利益又は当期純損失 ( ) (千円)	712,016	911,298	581,191
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	61,368	-	-
資本金 (千円)	1,230,000	1,230,000	1,230,000
発行済株式総数 (株)	4,995,010	4,995,010	4,995,010
純資産額 (千円)	2,161,681	3,072,979	2,491,788
総資産額 (千円)	3,511,953	3,552,656	2,809,560
1株当たり純資産額 (円)	432.76	615.20	498.85
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
1株当たり当期純利益又は当期純損失 ( ) (円)	215.43	275.73	175.85
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	182.44	-
自己資本比率 (%)	61.6	86.5	88.6
自己資本利益率 (%)	32.9	29.7	23.3
株価収益率 (倍)	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	54,079	571,018	649,181
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	221,167	3,708,314	906,983
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	180,819	496,775	136,441
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	490,636	3,131,157	1,438,551
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	34 (4)	30 (4)	25 (1)

(注) 1. 本取引所は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 第67期及び第69期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

4. 株価収益率は、非上場のため記載しておりません。

本取引所は、平成21年11月2日に、商品取引所法（現商品先物取引法、以下同じ。）第121条の規定に基づき会員商品取引所から株式会社商品取引所へ組織変更しました。参考として、商品取引所法第66条の規定により作成した決算関係書類等に基づく本取引所の主要な経営指標等の推移について、以下に記載します。

回次 決算年月	第63期 平成18年3月	第64期 平成19年3月	第65期 平成20年3月	第66期 平成21年3月
収入合計 (千円)	2,928,525	2,582,937	2,782,944	1,625,324
(うち会費収入等) (千円)	2,339,301	2,059,506	2,294,135	794,246
(うち情報・機器使用料収入等) (千円)	423,136	380,359	327,315	408,015
(うちその他収入) (千円)	166,088	143,072	161,494	423,063
支出合計 (千円)	2,518,423	2,428,041	2,661,746	2,784,473
(うち人件費等) (千円)	964,056	909,005	1,006,865	873,213
(うち事務運営費) (千円)	340,672	297,012	274,963	194,428
(うちシステム関連費) (千円)	662,241	708,448	924,289	937,607
(うちその他支出) (千円)	551,454	513,576	455,629	779,225
当期剰余金又は当期損失金 (千円)	246,284	77,000	45,461	1,163,339
出資金 (千円)	487,600	449,600	401,600	312,900
出資口数 (口)	4,876	4,496	4,016	3,129
純資産額 (千円)	10,054,115	9,221,167	7,137,614	3,709,179
総資産額 (千円)	11,436,561	10,312,592	7,790,318	4,392,899
期末従業員数 (人)	68	73	72	48

- (注) 1. 本取引所は連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 収入及び支出には、消費税等は含まれていません。
3. 第66期末（平成21年3月31日）の純資産額並びに総資産額が前期末と比べて大きく減少しているのは、会員の脱退による持分払戻金の支払いがあったことに加え、平成21年11月2日に行った株式会社商品取引所への組織変更にかかる事前準備として、各種引当金の計上、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用したことによるものです。また、第66期の収入合計及び当期剰余金が前期と比べて大きく減少しているのは、商品先物市場の大幅な変動に伴う個人投資家の取引減少、商品取引員の自己勘定取引の減少による収益減少と、会計処理変更に伴う影響によるものです。
4. 期末従業員数には、派遣社員を含んでいません。なお、第66期末において従業員数が、前期末に比べ24名減少したのは、経営の合理化による希望退職者の募集等によるものです。
5. 上記のいずれの事業年度も証券取引法及び金融商品取引法に基づく監査を受けていません。

## 2【沿革】

- 昭和27年9月 東京都中央区日本橋蛸殻町にて東京穀物商品取引所を設立し、「大豆」（平成5年9月上場廃止）、「小豆」、「馬鈴しょでん粉」（平成5年9月上場廃止）を上場。
- 昭和27年10月 上場商品の取引を開始。
- 昭和28年9月 東京都中央区日本橋蛸殻町に子会社として東穀代行株式会社を設立。
- 昭和32年1月 「大手亡豆」新規上場（平成5年9月上場廃止）。
- 昭和36年9月 「アメリカ産大豆」を別建て上場（昭和47年10月に「輸入大豆」に名称変更）。
- 昭和48年8月 清算業務にコンピュータを導入。
- 昭和59年3月 「輸入大豆」を「中国産大豆」に名称変更（平成16年9月上場廃止）し、「米国産大豆」を別建て上場（「米国産大豆」は、平成12年4月に「IOM一般大豆」、平成14年10月に「一般大豆」へ名称変更）。
- 昭和60年11月 東京都中央区日本橋蛸殻町に子会社として株式会社シー・エム・エス ジャパン（株式会社シー・エヌ・エス）を設立。（平成22年1月清算）
- 昭和63年4月 コンピュータによるシステム売買取引へ変更（手振りの廃止）。
- 平成3年6月 「米国産大豆」の先物オプション取引を開始（平成19年1月より取引休止）。
- 平成4年4月 「とうもろこし」新規上場（試験上場）（平成6年4月本上場）。
- 平成5年10月 東京砂糖取引所と合併し、上場商品の「粗糖」、「精糖」（平成21年4月より取引休止）及び「粗糖」の先物オプション取引（平成19年1月より取引休止）を引継ぐ。
- 平成7年4月 北海道穀物商品取引所と合併。
- 平成9年9月 「とうもろこし」の先物オプション取引を開始（平成19年3月より取引休止）。
- 平成10年6月 「アラビカコーヒー生豆」、「ロブスタコーヒー生豆」（平成24年5月より取引休止）を試験上場（平成12年4月本上場）。
- 平成12年5月 「Non-GMO大豆」（平成24年4月より取引休止）（注1）を別建て上場開始。
- 平成13年10月 「大豆ミール」を新規上場（試験上場）（平成20年9月上場廃止）。
- 平成16年12月 国内の全商品取引所との共同出資により、株式会社日本商品清算機構（以下「清算機構」という。）を設立。
- 平成17年5月 清算業務をアウトハウス型クリアリングハウス（注2）である清算機構に移管。
- 平成18年4月 横浜商品取引所と合併し、上場商品の「生糸」（平成21年11月上場廃止）、「野菜」（平成19年12月上場廃止）を引継ぐ。
- 平成20年1月 「アラビカコーヒー生豆」、「ロブスタコーヒー生豆」、「粗糖」をザラバ（注3）取引システムに移行（「粗糖」は平成21年3月に板寄せ（注4）取引システムに移行）。
- 平成21年1月 「Non-GMO大豆」をザラバ取引システムに移行。
- 平成21年10月 「Non-GMO大豆」、「アラビカコーヒー生豆」、「ロブスタコーヒー生豆」を板寄せ取引システムに移行。
- 平成21年11月 会員商品取引所から株式会社商品取引所に組織変更。
- 平成23年1月 株式会社東京工業品取引所（以下「東工取」という。）のザラバ取引システムに移行。
- 平成23年3月 本社移転（中央区日本橋蛸殻町から中央区日本橋堀留町へ）。
- 平成23年8月 「米穀」を新規上場（試験上場）。

- （注）1．Non-GMO大豆とは、非遺伝子組み換え大豆のことです。
- 2．アウトハウス型クリアリングハウスによる清算とは、商品先物取引法第105条第3号に基づき、商品取引清算機関が商品市場における取引に基づく債務の引受けを行う方法により取引の決済を行うことをいいます。
- 3．ザラバとは、価格優先、時間優先の原則の下、個別の注文について、個別に競争させ売買を成立させる方法です。なお本取引所では平成21年9月末を以て旧ザラバ取引システムの運用を停止しておりましたが、新ザラバ取引システム（東工取の取引システム）を平成23年1月より利用開始し、現在取引を行っております。
- 4．板寄せとは、取引所が仮の約定値段を提示し、買いと売りの注文枚数が一致するまで仮の約定値段を上下させ、最終的に注文枚数が一致する価格で取引を締結させる方法で、1日に数回（それぞれを節と呼びます。）、この方法により取引を締結させます。なお、本取引所では平成22年12月末を以て板寄せ取引システムの運用を廃止しました。

### 3【事業の内容】

本取引所グループ（本取引所及び本取引所の関係会社）は、本取引所（株式会社東京穀物商品取引所）及び子会社1社により構成されておりますが、以降は特別な注記がない限り本取引所についてのみ記載します。

#### (1) 本取引所の事業の内容

本取引所は、商品先物取引法に基づき開設された商品取引所として、上場商品である農産物及び砂糖の先物取引を行うために必要な商品市場の開設・運営業務及び上場商品の品質の鑑定、刊行物の発行その他これに附帯する業務を主な事業としています。

商品先物取引は、透明かつ公正な価格形成、価格変動リスクのヘッジ機能、在庫調整機能及び資産運用機能を有しており、平成8年12月に閣議決定された「経済構造の変革と創造のためのプログラム」において「商品の流通における市場メカニズムを貫徹するための重要な産業基盤」と位置づけられています。また、平成21年2月の産業構造審議会商品取引分科会報告においても、「我が国経済における産業インフラ」とされています。本取引所は、農産物及び砂糖の商品市場の開設者として、農産物及び砂糖の公正かつ透明な価格指標の発信、生産・流通に従事する当業者（注）に対するリスクヘッジの場の提供、投資家に対する資産運用の場の提供等を通じて経済インフラとしての役割を果たし、我が国の経済発展に寄与することを目的として商品市場を運営・管理しています。

本取引所では、2つの商品市場（農産物市場、砂糖市場）を開設し、9つの商品（農産物市場に一般大豆、Non-GMO大豆、小豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆、米穀、砂糖市場に精糖、粗糖）について、先物取引を行うための市場開設業務を行っており、当事業年度の上場商品別の取引高及び構成比は表3：出来高実績のとおりとなっております。

本取引所では、これらの取引を全てコンピュータを通じた取引システムによって行っております。本取引所は板寄せの取引システムを運用しておりましたが、平成22年12月末で板寄せの取引を廃止し、平成23年1月より東工取のザラバ取引システムを利用しております。

（注）当業者とは、上場商品に含まれる物品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業として行っている者（商品先物取引法第10条第2項第1号参照）のことです。

本取引所が市場を運営するにあたり、本取引所は、取引部門、機器・情報部門、自主規制部門、上場部門において以下の業務の運営及びサービスの提供等を行っております。

表1 各部門の業務内容

取引部門	取引管理	本取引所市場における取引の管理等
	受渡管理	本取引所市場における現物受渡しの管理、上場商品の品質鑑定等
機器・情報部門	機器・情報提供	本取引所市場における売買等に関する機器、情報の提供
自主規制部門	取引監視	本取引所市場における取引の監視等
	取引参加者監理	本取引所へ新たに加入する取引参加者の審査及び既存取引参加者の監理
上場部門	上場商品開発	本取引所上場商品の設計等

また、本取引所は、事業運営に係る業務の運営、サービスの提供等に関連し、以下の収入を得ております。

表2 収入区分

収入区分		内容
手数料収入	定率参加料収入	本取引所市場における取引につき、取引参加者より、取引の都度、商品毎に売買高に応じて定率参加料を得ております。
	定額参加料収入	本取引所市場に参加している取引参加者より、半期毎に、市場別、取引参加資格別に一定額の定額参加料を得ております。
	その他手数料収入	本取引所市場における取引につき、取引参加者より、上場商品の受渡しや検品に係る手数料を得ております。
情報・機器使用料収入		本取引所市場における取引につき、取引参加者に貸与する取引端末の台数に応じて情報・機器使用料を得ておりましたが、ザラバ取引に移行後（平成23年1月以降）、当該使用料収入はなくなり、ベンダーから情報・機器使用料及び取引参加者等から有料会員情報提供料を得ております。
その他収入		その他の収入として、本取引所の所有する不動産を貸与することによる不動産収入等を得ておりましたが、所有不動産を売却したため、不動産収入等はありません。

表3：出来高実績

市場・商品		第69期出来高（枚）	構成比（％）
農産物市場	とうもろこし	773,627	42.9
	一般大豆	778,186	43.1
	Non-GMO大豆	2,214	0.1
	小豆	110,307	6.1
	アラビカコーヒー生豆	10,740	0.6
	ロブスタコーヒー生豆	17	0.0
	米穀	69,469	3.9
農産物市場		1,744,560	96.7
砂糖市場	粗糖	59,329	3.3
	精糖	-	-
	砂糖市場	59,329	3.3
合計		1,803,889	100.0

（注）1．出来高とは、本取引所の市場において取引が成立した取引数量を指し、売り枚数と買い枚数が1対1枚となります。

2．上場商品のうち「精糖」は平成21年4月より取引を休止しております。

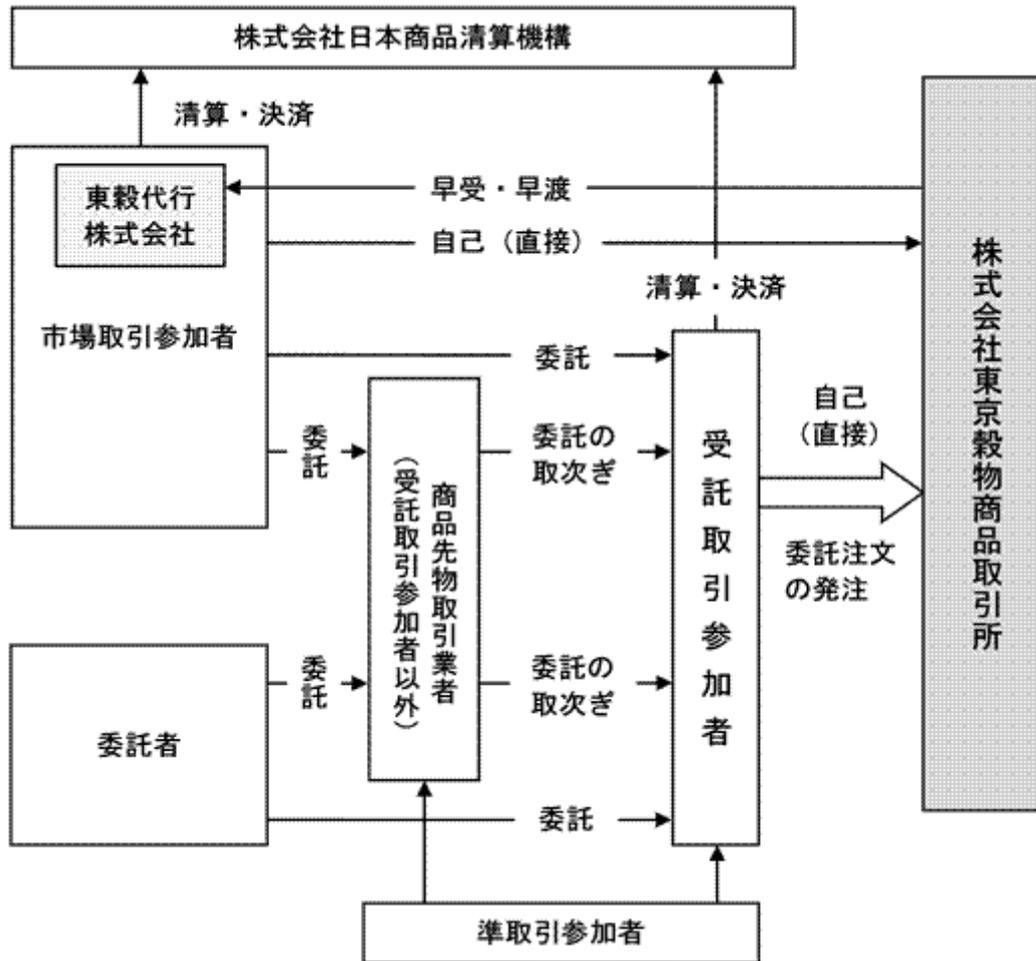
## （2）関係会社の事業の内容

本取引所の子会社として、東穀代行株式会社があり、その事業内容は次のとおりです。

東穀代行株式会社は、本取引所の先物取引の機能を完全に発揮するために不可欠な補助機関として昭和28年9月に本取引所の子会社として設立されました。東穀代行株式会社の事業内容は、保管料の徴収業務、本取引所での現物受渡しにかかる早受・早渡制度による代引・代渡業務並びに取引参加者に対する上場商品の倉荷証券及び有価証券を担保とする融資等です。なお一般の貸金業と異なり貸金業法（昭和58年法律第32号）の適用除外の指定を金融庁から受けています。

本取引所及び本取引所の関係会社に係る事業概念図は、図1のとおりとなります。

図1 事業概念図



- (注) 1. 市場取引参加者とは、自己取引(自己勘定による取引)のみ執行できる取引参加者のことで、当業者等により構成されています。
2. 商品先物取引業者とは、商品先物取引法第190条の規定に基づき、商品先物取引業を行うことにつき主務大臣の許可を受けた者をいい(同法第2条第23項)、受託取引参加者とは、商品先物取引業者のうち本取引所の受託取引参加資格を有する者のことです。
3. 準取引参加者とは、外国における本取引所の上場商品の当業者等、本取引所の定める要件を満たす者を対象とし、本取引所の商品市場における準取引参加者としての登録を行った者で、一般取引参加者と同様に市場利用することを本取引所に認められた者です。
4. 早受・早渡制度とは、納会日(取引最終日)到来前に受渡しを希望する者が取引所に申し出て、納会日到来前でも受渡しを行なうことのできる制度です。
5. 代引・代渡とは、早渡制度において納会日到来前に受渡しを希望する者が取引所に申し出た際、応諾を申し出る者がいなかった場合に、東穀代行株式会社が応諾することにより早受・早渡を成立させ、またこれを受渡しに供することです。
6. 取引の決済業務については、平成17年4月まで本取引所で行われていましたが、同年5月から、アウトハウス型クリアリングハウスである清算機構で行われています。

#### 4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 5【従業員の状況】

### (1) 提出会社の状況

平成24年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
25(1)	42.2	18.6	7,143,612

(注) 1. 従業員数は、本取引所から本取引所外への出向者を除き、臨時雇用者数(パートタイマー及び派遣社員を含む)は、最近1年間の平均員数を( )外数で記載しております。なお、臨時雇用者のうちパートタイマーは、年間総労働時間を1日8時間で人数の換算をしております。

2. 臨時雇用者は、派遣社員であります。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (2) 労働組合の状況

本取引所の従業員により東京穀物商品取引所労働組合が組織されており、連合東京に加盟しております。平成24年3月31日現在の組合員数は8名であります。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当事業年度の我が国の経済は、東日本大震災の復興需要などにより個人消費の拡大や設備投資の増加など持ち直しの兆しがあるものの、欧州の債務危機の深刻化や新興国のインフレ抑制策などによる世界経済の減速に加え、歴史的な円高による輸出の大幅な落ち込みや原油価格の高騰と原発停止に伴うエネルギー輸入の増大により貿易収支が赤字に転じるなど不透明感が強い状況が続いています。

我が国の商品先物取引業界は、金市場の活況等により、全体としては出来高の減少傾向に歯止めがかかったものの、農産物・砂糖市場については価格の動意を欠いたこともあり、依然として厳しい事業環境が続いています。なお、従来から報道されていた「総合取引所構想」については、平成23年10月の株式会社東京証券取引所と株式会社大阪証券取引所の合併発表を期に急激に進展し、平成24年3月には実現に向けた金融商品取引法改正案が閣議決定されました。

一方、本取引所は、主要な株主及び取引参加者からの要望を受け、平成24年7月を目的に農産物・砂糖市場の建玉等の処理を東工取へ一括移管する方向で関係者と協議を行ってきましたが、前事業年度に認可申請していたコメの試験上場が、農業団体等の強い反対があるなかで、平成23年7月に72年振りに認可を得て、同年8月8日に取引を開始しました。認可にあたっては、2年間の試験上場期間中に、投機資金による価格の乱高下等に加え、公正な価格形成等の先物市場が有している機能についても適切に検証すること、常時市場の監視・監督を行い適切な市場監視・管理の措置を講じること、先物市場の持つ機能について生産者等の関係者に丁寧かつ分かりやすく周知することなどが国から留意事項として示されました。

本取引所は、国民の主食であるコメの先物市場を産業インフラとして育成し、試験上場期間中におけるコメ先物市場の適切な運営についての検証を確実に行う必要があると受け止める一方、2年間の試験上場期間中に運営主体を東工取に変更する場合、東工取が試験上場の認可を再び得るとともに、コメを含む農産物市場の許可を受けることが必要であり、農業団体等が本取引所に対する試験上場の認可に強く反発し、その廃止を求めている中で、コメについてほとんど知見のない東工取が同期間中に上記許可を得ることは極めて困難と考えられ、移管協議を進めた場合、多くの混乱と損害を招くおそれがあること等から、当面、コメの先物市場の育成と検証を最優先課題として取り組むこととし、東工取との建玉等処理の移管の協議については一旦白紙に戻し、あらためてコメの状況や総合取引所構想の進捗状況等をみながら対応していくこととして、「中期経営計画（2009年度-2013年度）」及び事業計画の見直しを行いました。

このような情勢において、不招請勧誘禁止の導入、東日本大震災によるリスク資産から逃避の影響に加え、欧州債務問題を背景とする商品市場における金へのシフト等もあって、とうもろこし・大豆などの主力商品の出来高が大きく減少し、コメについても上場開始直後は話題性もあって活況を呈しましたが、値動きが落ち着くとともに減少傾向で推移しました。

このような状況において、当事業年度における本取引所の出来高は1,803,889枚と前年度比45.7%減少しました。この結果、営業収益は202,392千円、営業損失は621,375千円、経常損失は598,609千円となり、また、特別損失として有形固定資産及び無形固定資産に係る減損損失並びに関係会社株式及びゴルフ会員権の評価損を39,072千円計上し、特別利益として投資有価証券売却益を51,420千円計上した結果、当期純損失は581,191千円となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

##### 営業活動によるキャッシュ・フロー

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は 649,181千円(前年同期 571,018千円)となりました。これは主に、税引前当期純損失586,261千円を計上したこと、関係会社株式評価損31,781千円が発生したことなどによるものであります。

##### 投資活動によるキャッシュ・フロー

当事業年度において投資活動の結果得られた資金は 906,983千円(前年同期3,708,314千円)となりました。これは主に、定期預金の預入による支出960,147千円、投資有価証券の売却による収入64,420千円があったことなどによるものであります。

##### 財務活動によるキャッシュ・フロー

当事業年度において財務活動の結果得られた資金は 136,441千円(前年同期 496,775千円)となりました。これは主に、長期借入金返済による支出が66,820千円、会員の脱退に伴う出資金等の返還が69,621千円あったことなどによるものであります。

これらの結果、当事業年度における現金及び現金同等物の期末残高（信託金に係る金額を除く）は、期首に比べ1,692,605千円減少し1,438,551千円となりました。

### 2【業績の状況】

#### (1) 手数料実績

定率参加料（注1）	第68期		第69期		前年同期比 （％）
	（千円）	構成比 （％）	（千円）	構成比 （％）	
市場・商品					
とうもろこし	163,183	49.2	85,098	48.8	47.9
一般大豆	95,929	28.9	49,803	28.5	48.1
Non-GMO大豆	3,190	1.0	243	0.1	92.4
小豆	21,785	6.6	12,133	7.0	44.3
アラビカコーヒー生豆	6,818	2.1	1,181	0.7	82.7
ロブスタコーヒー生豆	15	0.0	1	0.0	93.3
米穀（注4）	-	-	4,893	2.8	-
農産物市場	290,923	87.7	153,357	87.9	47.3
粗糖	21,754	6.6	3,797	2.2	82.5
精糖（注3）	-	-	-	-	-
砂糖市場	21,754	6.6	3,797	2.2	82.5
定額参加料（注2）	16,300	4.9	14,650	8.4	10.1
受渡手数料	2,263	0.7	2,214	1.3	2.2
検品手数料	641	0.2	490	0.3	23.6
合計	331,882	100.0	174,509	100.0	47.4

- （注）1．定率参加料は、組織変更前の会員商品取引所における定率会費に相当するものであります。  
2．定額参加料は、組織変更前の会員商品取引所における定額会費に相当するものであります。  
3．精糖は、平成21年4月1日から取引を休止しております。  
4．米穀は、平成23年8月8日から取引を開始しました。

（2）出来高実績

市場・商品	第68期出来高 （枚）	構成比 （％）	第69期出来高 （枚）	構成比 （％）	前年同期比 （％）
とうもろこし	1,322,419	39.8	773,627	42.9	41.5
一般大豆	1,428,811	43.0	778,186	43.1	45.5
Non-GMO大豆	26,265	0.8	2,214	0.1	91.6
小豆	171,952	5.2	110,307	6.1	35.9
アラビカコーヒー生豆	54,881	1.7	10,740	0.6	80.4
ロブスタコーヒー生豆	2,271	0.1	17	0.0	99.2
米穀	-	-	69,469	3.9	-
農産物市場	3,006,599	90.6	1,744,560	96.7	42.0
粗糖	313,440	9.4	59,329	3.3	81.1
精糖	-	-	-	-	-
砂糖市場	313,440	9.4	59,329	3.3	81.1
合計	3,320,039	100.0	1,803,889	100.0	45.7

- （注） 上場商品のうち「米穀」は平成23年8月8日より取引を開始いたしました。また「精糖」は平成21年4月1日より取引を休止しており、現在取引は行なわれておりません。

（3）取引参加者の異動状況

区分	第68期末（名）	取引資格の 取得・追加（名）	取引資格の全部・ 一部喪失（名）	第69期末（名）
農産物市場	72	0	3	69
砂糖市場	54	0	0	54
合計（実数）	89	0	3	86

- （注）1．合計（実数）は、重複する取引参加者を除いています。  
2．3月31日付けの取引資格の全部又は一部喪失を含みません。

### 3【対処すべき課題】

本取引所では、総合取引所構想の進展及び本取引所の経営状況等を踏まえ、市場の移管を含めた組織と市場のあり方を検討してまいりました。その結果、平成24年3月21日開催の取締役会において、東工取にはとうもろこし、一般大豆、小豆、粗糖について、関西商品取引所（以下「関西取」という。）には米穀について建玉及び注文の処理の移管を平成24年度内を目途として行うことを申し入れることを決議し、両取引所に対して申し入れを行い、協議を行った結果、両取引所から受け入れ方針の決定が示されました。

その後、両取引所への移管に向け、関係各者と協議を行い、建玉等の処理の移管を行うための業務規程・受託契約準則の変更の認可及び当該移管に関する取決めについて、平成24年5月29日開催の臨時取締役会へ付議し、承認されました。

なお、移管先である東工取においては、取締役会（平成24年5月30日）、関西取においては、理事会（平成24年5月29日）においてそれぞれ建玉等の処理の移管の受け入れが承認されました。その後、本取引所は、農林水産大臣へ業務規程及び受託契約準則の認可申請を行い、平成24年6月4日に認可されました。

また認可後、本取引所、東工取、清算機構との三者間並びに本取引所、関西取、清算機構との三者間で、建玉等の処理の移管に係る具体的な取扱いに関する取決めを平成24年6月11日に締結しました。

主な内容は以下のとおりです。

- ・本取引所は、平成25年2月8日の日中立会をもって全商品（米穀、とうもろこし、大豆、小豆、アラビカコーヒー生豆、粗糖）取引を停止する。
- ・東工取及び関西取は、主務大臣による認可を前提に、平成25年2月12日の日中立会より、東工取では移管する大豆、小豆、とうもろこし及び粗糖の取引を、関西取では移管する米穀の取引をそれぞれ開始し、清算機構はこれに係る債務の引受けを行う。

このような情勢を踏まえ、本取引所は経営の合理化をはかりつつ、以下の取組みを推進します。

#### 東工取及び関西取への建玉等の処理の移管の実現に向けた取組み

東工取及び関西取と連携をとりながら、平成24年度内に建玉等の処理の移管をスムーズに進めるよう諸規則の変更、委託者への周知など所要の準備を整えます。

#### コメ先物取引の本上場実現に向けた取組み

コメ先物取引については、前事業年度に引き続き適切な市場監視・管理を通じた健全な市場育成に努めるとともに、米穀運営委員会の開催を通じて取引状況の適切な検証を継続的に行ってまいります。

また、産地指定倉庫の拡充や合意早受渡制度等の柔軟な受渡制度の普及啓蒙を通じて、生産者や流通業者等のコメ当業者にコメ先物市場への参加を働きかけると同時に投資家層については、コメ先物取引の認知度向上による浸透・拡大を図るべく、セミナーへのブース出展や新聞・雑誌への記事広告等を積極的に行ってまいります。

#### 取引数量の拡大に向けた取組み

農産物・砂糖市場の取引高が減少することを回避するために、本取引所が主体となって商品先物取引業者と連携したセミナーの開催や講師の派遣などを通じて営業活動を推進してまいります。

また、SNS、インターネットラジオ、インターネットTVなど費用対効果が高いとされる媒体を利用して農産物の需給及び価格変動要因に関する情報を、積極的かつタイムリーに発信し、農産物先物取引への興味・関心を喚起します。

さらに、前事業年度に引き続き、商品先物取引の普及・啓発活動の一環として、東工取、関西取と共同で複数の大学において商品先物取引に関する寄付講義を開設して講師を派遣するなど、学生向けの教育活動の充実を図ってまいります。

#### 市場管理（自主規制機能）及び市場監視体制の強化

委託者である当業者や投資家が安心して取引に参加できるよう、市場の公正性及び委託者保護を確保し、透明かつ効率的な市場運営を行って市場の信頼性の向上を図るとともに、常に変化する市場環境や多様化する取引形態に対応して、オンサイト及び市場監視システムによる監視・取引分析の取組みを強化してまいります。

## 4【事業等のリスク】

本報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、本取引所の経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性がある主なリスクは、次のとおりです。

本取引所は、これらのリスク発生の可能性を認識し、発生の予防及び発生時に適切なリスクマネジメントに努め、本取引所の事業活動への影響を最小限に抑えるよう対処していく所存です。なお、以下において将来に関する事項は、平成24年3月31日時点において本取引所が判断したものであり、本取引所の事業運営に係る全てのリスクを網羅したものではありません。

### (1)収益構造

本取引所は、商品先物取引法に基づき開設された商品取引所として、上場商品である農産物（大豆、小豆、とうもろこし、コーヒー）及び砂糖（精糖、粗糖）の先物取引を行うために必要な商品市場の開設業務等を主な事業としています。本取引所の市場での取引は、株式会社商品取引所の法定規則である業務規程に定める取引参加資格を有し、本取引所の審査を経て加入した市場取引参加者の自己取引と、商品先物取引法に基づき商品先物取引業者として農林水産大臣及び経済産業大臣から許可を得、かつ本取引所の審査を経て加入した受託取引参加者の自己取引及び投資家等からの注文を受託して本取引所市場に取り次ぐことによる委託取引で構成されています。

本取引所の営業収益は、手数料収入（定率参加料収入及び定額参加料収入等）、情報・機器使用料収入で成り立っておりますが、平成23年度においては、営業収益に占める手数料収入の割合は86.2%と高い割合を占めております。

#### 定率参加料

手数料収入のうち定率参加料の額は上場商品ごとに設定されており、本取引所市場における取引の都度、売り買いそれぞれについて取引参加者から徴収しています。本取引所の出来高は、上場商品の需給状況、価格変動、その他経済全体の動向等、本取引所がコントロールし得ない様々な要因により大きく変動するものであり、出来高の増減は本取引所の経営成績及び財政状態に大きな影響を及ぼします。特に、上場商品の出来高のうち、とうもろこしと一般大豆の割合が高くなっているため、これらの上場商品の取引動向次第では、本取引所の収益に大きな影響が生じる可能性があります。

#### 定額参加料

定額参加料は一定額を定めており、半期毎に取引参加者から徴収しております。定額参加料収入は、取引参加者の取引資格の種別及び数に比例して変動します。

#### その他手数料収入

受渡手数料は本取引所の市場における受渡しの都度、受渡し当事者である渡し方及び受け方双方から徴収しており、その収入は受渡しの有無、数量に比例して変動します。また検品手数料は、本取引所の市場における受渡しの検品の都度、取引参加者から徴収しております。検品手数料収入は、検品請求量に比例して変動します。

#### 情報・機器使用料収入

情報・機器使用料収入は、本取引所において取引を行う取引参加者に対し本取引所が貸与する取引システム機器の使用料から成り立っておりますが、平成23年1月から東工取の取引システムの利用を開始したことにより、取引参加者からの使用料の収入はなくなりました。なお、ベンダーからの情報・機器使用料収入は、契約先数及び接続機器の台数に比例して変動します。

### (2)取引システム

本取引所は平成23年1月より東工取の取引システムの利用を開始し、ザラバ取引を行っております。

東工取の取引システム等が天変地異や取引システム機器の故障、プログラムの誤謬等により取引システムの稼働が停止した場合、本取引所市場に対する取引参加者等の信頼性の低下につながり、出来高の減少による定率参加料収入の減少によって本取引所の経営成績及び財政状態に影響が及び可能性があります。

本取引所が利用する東工取の取引システムは、財団法人金融情報センター（FISC）の「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準」に準拠した堅牢なデータセンターに設置されており、同データセンターでは、取引システムの稼働に万全を期すべく、取引システムを二重構成とし、障害の発生により主系システムが停止した場合であっても、瞬時に従系システムに切り替えることができる体制を整備しております。ただし、大規模な災害等により社会インフラが長期にわたり麻痺するような場合及び当該データセンターの機能に重大な支障が生じるような場合には、相当期間取引を停止せざるを得ない状況となる可能性があります。

### (3)法的規制

本取引所は、商品先物取引法により次の制約を受けています。

#### 許可制による商品取引所の運営

本取引所は、商品先物取引法上の株式会社商品取引所として、先物取引を行うために必要な市場の開設・運営について農林水産大臣より許可を受けております。

本取引所は商品先物取引法の規定によって農林水産省の監督を受けており、農林水産大臣は本取引所に対して業務の報告を求められることができるほか、業務改善、業務停止、あるいは設立許可の取消し等の処分を行うことができます。また、本取引所が定款及び業務規程等諸規則の変更を行う場合には、農林水産大臣の認可を受けなければなりません。したがって、上場商品の追加等を行う場合には農林水産大臣の認可が必要になりますが、何らかの理由によって認可が得られない場合には、本取引所の事業計画及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### 商品市場の開設及び閉鎖

株式会社商品取引所が、上場商品の追加にあたり、新たに商品市場を開設しようとする場合、開設の許可基準として、開設する市場ごとに、取引をしようとする取引参加者あるいは取引参加者になろうとする者の数が20人以上であり、かつ過半数が1年以上継続して当該上場商品に含まれる物品の売買、売買の媒介等を業として行っている当業者であることが定められています。

また、開設する市場において取引する取引参加者の数が10人以下となったときは、当該商品市場における取引を停止し、当該商品市場閉鎖のため、業務規程の変更をしなければなりません。

#### 業務範囲の制約

商品取引所は、商品先物取引法第3条により、先物取引をするために必要な市場の開設・運営の業務及び上場商品の品質の鑑定、刊行物の発行その他これに附帯する業務以外の業務を行うことを禁止されています。

#### 議決権の保有制限

商品先物取引法第86条により、「何人も、株式会社商品取引所の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の100分の20（その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として主務省令で定める事実がある場合には、100分の15。）以上の数の議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし商品取引所、商品取引所持株会社、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が取得し、又は保有する場合は、この限りでない」とされています。

### (4) 競合商品の台頭

近年、個人投資家が証拠金を用いて取引が行えるレバレッジ商品が普及し、特に「外国為替証拠金取引（FX）」や「日経225mini 先物取引」の取引が拡大しているほか、店頭（OTC）商品である「CFD取引」、あるいは商品ETFにも成長の兆しがみられます。特に海外の農産物市場を参照する農産物CFD、あるいは農産物を対象とする商品ETFは本取引所との直接的競合関係にあると考えられ、その動向が本取引所の経営成績及び財政状態に与える影響は大きいと考えられます。

### (5) 清算業務

本取引所市場における取引の決済は、国内の全商品取引所が出資して設立された「アウトハウス型クリアリングハウス」である清算機構において行われています。本報告書提出時点において、本取引所を含む国内全ての商品取引所が、それぞれの取引所の市場において成立した取引について、商品取引債務引受業を行う商品取引清算機関として同社を指定しております。

本取引所は、本取引所の市場で行われた取引の決済を同社に行わせることにより、同社が商品先物市場で成立した取引の債権・債務の相手方となることによって、個々の取引における相手方の信用リスクは遮断されることとなりますが、同社の決済業務が正常に機能しない状況が発生した場合には、本取引所の市場における取引の決済に対する信頼性も低下することになり、このことは本取引所の出来高の減少による定率参加料収入の減少をもたらす、本取引所の経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

### (6) 重要な契約の概要

#### 清算機構との損失保証契約

本取引所は、本取引所取引参加者である清算参加者が本取引所の市場における取引に係る債務を履行しないことにより清算機構に損失が生じた場合であって、当該損失を当該取引参加者が同社に預託している取引証拠金や清算預託金等の金銭等及び同社の決済不履行積立金で補填し得ない損失がある場合において、本取引所と同社との間で締結した損失保証契約の範囲内において、損失を保証する契約を締結しています。この契約に基づき、当該取引参加者が本取引所へ預託している諸預託金及び特別担保積立金を限度として損失の弁済に充てることとなりますが、特別担保積立金を弁済に充てた場合には本取引所の資産が減じられ、また本取引所の市場における取引決済の信頼性も低下することになり、これによって本取引所の出来高が減少し、定率参加料収入も減少した場合には本取引所の経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

なお、特別担保積立金の額は、所定の手続きにより増額する可能性があります。

#### 取引システムに係る契約

本取引所市場における上場商品の取引はすべてコンピュータによる取引システムで行われていますが、取引システムは東工取の取引システムを利用しており、これに伴う契約を締結しています。このため、万が一、これらの契約が解除された場合、上場商品の取引ができなくなるため、本取引所の経営に重大な影響を与えることになり

ます。なお、これらの契約は、本取引所の上場商品の建玉等の処理の移管に伴い、平成24年3月30日に途中解約を東工取に通知し、解約予定日は平成25年3月31日です。

建玉等の処理の移管に関する三者間の取決め

本取引所は、平成24年度内を目途に上場商品の建玉等の処理の移管を行うこととしており、移管先である東工取、関西取及び債務の引受けを行う株式会社日本商品清算機構との間で建玉等の処理の移管について取決めを締結しております。この取決めに基づき所要の移管作業を進めますが、万が一、主務大臣の認可が下りなかった等の状況が発生した場合、本取引所の経営に重大な影響を与えることとなります。

5【経営上の重要な契約等】

契約の相手方	契約内容	契約期間
株式会社日本商品清算機構	清算参加者が本取引所市場における取引に係る債務を履行しないことにより同社に損失が生じた場合に、当該損失を保証する契約	平成21年11月2日から1年間以降1年毎に更新
株式会社東京工業品取引所	本取引所が東工取の取引システムを利用する際の基本的了解事項、システムの環境構築及び利用許諾に関する事項並びにシステムの運用保守に関する契約	平成22年5月31日から平成26年5月6日
株式会社東京工業品取引所 株式会社日本商品清算機構	東工取による農産物市場の開設、本取引所による立会の停止に伴う建玉、未決済約定、注文の処理の移管、清算機構による農産物市場に関する債務の引受並びにこれらに関する特例措置等に関する取決め	平成24年6月11日
関西商品取引所 株式会社日本商品清算機構	関西取農産物市場の東京米穀の別建ての取引の開始、本取引所農産物市場の米穀の立会の停止に伴う建玉、未決済約定の処理の移管、清算機構による債務の引受並びにこれらに関する特例措置等に関する取決め	平成24年6月11日

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 重要な会計方針及び見積り

本取引所の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。文中における今後の見通し等に関する事項は、過去の実績や現在の状況等に基づく判断及び仮定による見積りであり、リスクや不確実性を含んでいます。今後の様々な要因により、実際の結果が見通し等とは異なる可能性があります。

### (2) 当事業年度の財政状態の分析

当事業年度末における資産の部は、流動資産は収益が伸び悩み多額の営業損失が発生したこと等により大きく減少し、2,583,488千円(前年同期3,289,825千円)となりましたが、固定資産は若干の減少にとどまり、226,071千円(前年同期262,830千円)となり、その結果、資産は計2,809,560千円(前年同期3,552,656千円)となりました。負債の部は、流動負債が1年内返済予定の長期借入金を返済したこと等により減少し、73,919千円(前年同期120,717千円)となりました。固定負債は、長期借入金及び長期未払金が減少したこと等により、243,853千円(前年同期358,959千円)となり、その結果、負債は計317,772千円(前年同期479,676千円)となりました。純資産の部は、当期純損失581,191千円を計上したことにより、2,491,788千円となりました。この結果、当事業年度末における自己資本比率は88.6%となりました。

### (3) 当事業年度の経営成績の分析

本取引所の当事業年度の経営成績は、不招請勧誘禁止の導入、東日本大震災によるリスク資産から逃避の影響に加え、欧州債務問題を背景とする商品市場における金へのシフト等もあって、とうもろこし・大豆などの主力商品の出来高が大きく減少し、コメについても上場開始直後は話題性もあって活況を呈しましたが、値動きが落ち着くとともに減少傾向で推移したことから、当事業年度の出来高は1,803,889枚と前年度比で45.7%減少し、営業収益は202,392千円(前年同期441,862千円)、営業損失は621,375千円(前年同期773,661千円)、経常損失は598,609千円(前年同期740,522千円)となりました。

また、投資有価証券売却により特別利益が51,420千円、有形固定資産及び無形固定資産の減損損失並びに関係会社株式及びゴルフ会員権の評価損を計上したことに伴い特別損失が39,072千円となったこと等により、当期純損失は581,191千円となりました。なお、当事業年度の収支状況は、以下のとおりであります。

#### 営業損益及び営業利益

当事業年度の営業収益は、主力の定率参加料収入が前年度に引き続き大きく減少したため、202,392千円(前年同期441,862千円)となりました。

一方、営業費用は経費節減に最大限の努力を行ったものの、823,767千円(前年同期1,215,523千円)となりました。その結果、当事業年度の営業損失は621,375千円となりました。

#### 営業外損益及び経常利益

当事業年度の営業外収益は、本社ビル売却等による貸室料収入の減少等により、22,831千円(前年同期80,182千円)となりました。また、営業外費用は、本社ビル売却等に伴う賃貸費用の減少等により、65千円(前年同期47,044千円)となりました。

以上の結果、当事業年度の経常損失は598,609千円となりました。

#### 特別損益及び当期純利益

当事業年度の特別利益は、投資有価証券の売却により、51,420千円となりました。

一方、特別損失は、有形固定資産及び無形固定資産の減損処理を行ったこと並びに関係会社株式及びゴルフ会員権の評価損を計上したことにより、39,072千円となりました。

その結果、税引前当期純損失は586,261千円(前年同期税引前当期純利益912,485千円)となりました。

法人税等を加減した結果、当期純損失は581,191千円(前年同期当期純利益911,298千円)となりました。

なお、キャッシュ・フローの状況につきましては、1[業績等の概要](2)に記載しております。

### (4) 当事業年度の施策

当事業年度の経営成績は前述のとおりですが、このような状況のなか以下の施策を実行してまいりました。

#### コメ先物市場の育成と検証

コメの試験上場期間中に、コメ先物市場の機能の検証、適切な市場監視・市場管理、関係当業者への丁寧な説明などが求められていることから、試験上場期間後の本上場への移行を目指し、平成23年9月から毎月「米穀運営委員会」を開催して検証を進め、その結果を踏まえて、受渡場所の拡大や合意早受渡し制度の導入など利便性の向上に努めました。

また、生産者などの関係当業者及び投資家向けに、取引参加者と一体となった普及啓蒙・取引振興活動を各地で行いました。

#### Non-GMO大豆及びロブスタコーヒー生豆の新甫発会停止

市場流動性の低下が顕著であったNon-GMO大豆及びロブスタコーヒー生豆の新甫発会を停止し、その他流動性

のある商品及びコメの市場振興に取り組むこととしました。

#### サーキット・ブレーカー（CB）の運用変更

価格の激変緩和措置であるCB制度について、公正な価格形成の一層の促進のため、「全限月間連動方式」を改め「全限月間非連動方式」を平成24年1月から導入しました。

#### 農産物先物取引の広報・宣伝活動

東工取、日本商品先物振興協会、清算機構、日本商品委託者保護基金との共同により、商品先物取引に対する正しい知識の普及・啓発、商品投資に係る情報の拡充及び商品に係るコミュニケーションの促進を図ることを目的として、個人投資家を主対象とする商品市場に係るSNSサイト「みんなのコモディティ」を開設いたしました。

また、本取引所と上場商品の認知度向上を目的として、拡大するスマートフォン市場をターゲットとしたスマートフォンアプリ『東穀アプリ』をリリースしました。

さらに、将来の投資家層である学生の金融リテラシー向上を目的として、東工取と関西取と共同で6つの大学において商品先物取引に関する寄付講義を開設して講師を派遣しました。

#### 他取引所との連携・協力関係の構築

農産物・砂糖市場の切れ目ない継続・発展と本取引所の株主価値の向上の観点から、本取引所の経営状況や東工取取引システム利用の検討状況及び総合取引所構想の進捗状況を踏まえ、国内外の商品取引所や金融取引所等の他取引所との連携を行ってまいりました。

#### 農産物市場、砂糖市場の建玉等の処理の移管

市場の移管を含めた組織と市場のあり方を検討してまいりましたが、平成24年3月21日開催の取締役会において、東工取にはとうもろこし、一般大豆、小豆、粗糖について、関西取には米穀について、建玉及び注文の処理の移管を平成24年度内を目途として行うことを申し入れることを決議し、両取引所に対して申し入れを行った結果、両取引所から受け入れ方針の決定が示されました。

その後、両取引所への移管に向け、関係各者と協議を行い、建玉等の処理の移管を行うための業務規程・受託契約準則の変更の認可及び当該移管に関する取決めについて、平成24年5月29日開催の臨時取締役会へ付議し、承認されました。

なお、移管先である東工取においては、取締役会（平成24年5月30日）、関西取においては、理事会（平成24年5月29日）においてそれぞれ建玉等の処理の移管の受け入れが承認されました。その後、本取引所は、農林水産大臣へ業務規程及び受託契約準則の認可申請を行い、平成24年6月4日に認可されました。

また認可後、本取引所、東工取、清算機構並びに本取引所、関西取、清算機構の三者間で、建玉等の処理の移管に係る具体的な取扱いに関する取決めを平成24年6月11日に締結しました。

（注）サーキット・ブレーカー制度とは、一定以上の値動きがあった場合に、一定時間取引を中断して市場の過熱を緩和し、その後値幅を拡大した上で取引を再開する制度です。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度において重要な設備投資はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

本取引所における主要な設備は、以下のとおりです。

平成24年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					合計	従業員数 (人)
		建物	構築物	工具、 器具及び備 品	ソフトウエ ア	その他		
本店 (東京都 中央区)	本社機能	-	-	-	-	2,800	2,800	25

(注)上記の金額には消費税等は含まれておりません。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1)重要な設備の新設

特記すべき事項はありません。

##### (2)重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数
普通株式	10,000,000株
無議決権株式	2,000,000株
計	12,000,000株

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (平成24年3月31日)	提出日現在発行数 (平成24年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,305,029株	3,305,029株	非上場・非登録	完全議決権株式であり、本取引所における標準となる株式であります。 本取引所は、単元株制度は採用しておりません。 (注)1.2.
無議決権株式	1,689,981株	1,689,981株	非上場・非登録	本取引所は、単元株制度は採用しておりません。 (注)1.3.4.5.
計	4,995,010株	4,995,010株	-	-

(注)1.株式の譲渡又は取得については、本取引所の承認を要します。

- 2.商品先物取引法第86条に、何人も、株式会社商品取引所の総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の100分の20(その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として主務省令で定める事実がある場合には、100分の15)以上の数の議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし商品取引所、商品取引所持株会社、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が取得し、又は保有する場合はこの限りでない」と規定されています。
- 3.無議決権株式の内容は、以下のとおりです。
  - ・議決権 株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない。
  - ・配当 普通株主又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通株式登録質権者」という。)に対し、剰余金の配当(期末配当金及び中間配当金に限る。)を行う場合には、無議決権株主又は無議決権株式の登録株式質権者(以下「無議決権株式登録質権者」という。)に対しても、無議決権株式1株につき、普通株式1株に対する配当額に1.2を乗じて得た額(1円未満の端数については、切り捨てるものとする。)の金銭による剰余金の配当を行う。
  - ・残余財産の分配 普通株主又は普通株式登録質権者に対し、残余財産の分配を行う場合には、無議決権株主又は無議決権株式登録質権者に対しても、無議決権株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を行う。

- ・取得条項（株式） 会社法第168条第1項に基づき取締役会が別に定める日が到来することをもって、無議決権株式の全部又は一部を取得する事由とし、無議決権株式を取得する場合には、本取引所が当該無議決権株式1株を取得するのと引換えに、本取引所の普通株式1株を無議決権株主に交付する。また当該事由により無議決権株式の一部を取得する場合には、按分比例の方法又は抽選により取得する無議決権株式を定める。
  - ・全部取得条項 会社法第171条第1項の株主総会の決議に基づき無議決権株式の全部を取得し、本取引所はこれと引換えに、無議決権株式1株につき本取引所の普通株式1株を無議決権株主に交付する。
4. 本取引所が会社法第322条第1項各号に掲げる行為を行う場合又は無議決権株式若しくは無議決権株式を目的とする新株予約権に関する募集事項の決定をする場合には、無議決権株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨定款で定めています。
  5. 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、議決権を行使することのできる種類株主の議決権の3分の1以上を有する種類株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行うこととしております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成21年11月2日	4,995,010	4,995,010	1,230,000	1,230,000	230,000	230,000

(注) 本取引所は、平成21年11月2日に商品取引所法（現商品先物取引法）第121条の規定に基づき会員商品取引所から株式会社商品取引所へ組織変更しました。なお、組織変更の際、組織変更計画に基づき、平成21年11月1日現在の会員に対し、普通株式を計2,845,029株、無議決権株式を計1,689,981株割当てております。これによる発行済株式総数の増加は4,535,010株となっております。同時に、本取引所は第三者割当増資により普通株式460,000株の新株式の発行を実施し、総額460,000千円の資金調達を行っております。なお、1株につき発行価格は1,000円、資本組入額は500円となっており、資本金及び資本準備金がそれぞれ230,000千円増加しております。

## (6) 【所有者別状況】

## 普通株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	12	82	1	-	4	99	-
所有株式数(株)	-	-	1,083,282	2,074,742	84,879	-	62,126	3,305,029	-
所有株式数の割合(%)	-	-	32.7	62.7	2.5	-	1.8	100.0	-

(注) 本取引所は、単元株制度は採用していません。

## 無議決権株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	4	8	1	-	-	13	-
所有株式数(株)	-	-	509,451	868,182	312,348	-	-	1,689,981	-
所有株式数の割合(%)	-	-	30.1	51.3	18.4	-	-	100.0	-

(注) 本取引所は、単元株制度は採用していません。

(7)【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社アルフィックス	大阪府大阪市淀川区西中島1丁目15番2号	397,227	7.95
ニューエッジ グループ ホンコン ブランチ (常任代理人 ニューエッジ・ジャパン証券株式会社)	LEVEL 35, THREE PACIFIC PLACE 1 QUEEN'S ROAD EAST, HONG KONG (東京都港区六本木6丁目10番1号)	397,227	7.95
岡安商事株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2丁目3番8号	374,362	7.49
株式会社コムテックス	大阪府大阪市西区阿波座1丁目10番14号	257,985	5.16
KOYO証券株式会社	東京都中央区東日本橋2丁目13番2号	254,121	5.09
エイチ・エス・フューチャーズ株式会社	東京都中央区銀座6丁目10番16号	233,734	4.68
新日本商品株式会社	東京都中央区銀座3丁目14番13号	233,734	4.68
オムニコ株式会社	東京都中央区銀座1丁目20番14号	224,121	4.49
日本ユニコム株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号	134,879	2.70
エース交易株式会社	東京都渋谷区渋谷3丁目29番24号	114,879	2.30
岡藤商事株式会社	大阪府大阪市中央区本町3丁目2番11号	114,879	2.30
サンワード貿易株式会社	東京都新宿区下宮比町3番2号	114,879	2.30
第一商品株式会社	東京都渋谷区神泉町9番1号	114,879	2.30
豊商事株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目16番12号	114,879	2.30
計	-	3,081,785	61.70

なお、所有株式数に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりです。

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
岡安商事株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2丁目3番8号	201,256	6.09
日本ユニコム株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号	134,879	4.08
エース交易株式会社	東京都渋谷区渋谷3丁目29番24号	114,879	3.48
岡藤商事株式会社	大阪府大阪市中央区本町3丁目2番11号	114,879	3.48
KOYO証券株式会社	東京都中央区東日本橋2丁目13番2号	114,879	3.48
サンワード貿易株式会社	東京都新宿区下宮比町3番2号	114,879	3.48
第一商品株式会社	東京都渋谷区神泉町9番1号	114,879	3.48
豊商事株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目16番12号	114,879	3.48
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	97,005	2.94
セントラル商事株式会社	東京都中央新川1丁目24番1号	94,879	2.87
株式会社ヤマタネ	東京都江東区越中島1丁目2番21号	94,879	2.87
計	-	1,312,172	39.70

( 8 ) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	無議決権株式 1,689,981	-	注1. 2.
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,305,029	3,305,029	注1.
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	4,995,010	-	-
総株主の議決権	-	3,305,029	-

- (注) 1. 株式の譲渡又は取得については、本取引所の承認を要します。  
2. 無議決権株式の内容については、「(1) 株式の総数等 発行済株式」の注記を参照願います。

【自己株式等】

該当事項はありません。

( 9 ) 【ストックオプション制度の内容】  
該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

( 1 ) 【株主総会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。

( 2 ) 【取締役会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。

( 3 ) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
該当事項はありません。

( 4 ) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】  
該当事項はありません。

3 【配当政策】

本取引所は、株主価値の増大を重要なことと認識しており、将来の事業展開と財務基盤の強化に必要な内部留保を確保しつつ、安定的に配当を継続していくことを基本方針としております。

本取引所は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。本取引所の剰余金の配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

本取引所は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は、当事業年度の業績等に鑑みて実施いたしません。

4 【株価の推移】

本取引所株式は、非上場ですので、該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
取締役社長 (代表取締役)	-	畑野 敬司	昭和27年 7月13日生	昭和52年4月 東京砂糖取引所入所 平成5年10月 東京穀物商品取引所(東京砂糖取引所と合併)企画部次長 平成14年1月 同所調査部部長 平成20年5月 同所理事 平成21年11月 当社常務執行役員 平成23年6月 当社常務取締役 平成24年6月 当社代表取締役社長(現任)	(注)4	-
取締役	-	石黒 文博	昭和22年 6月2日生	昭和43年3月 豊商事株式会社入社 平成6年12月 同社名古屋営業本部営業部長 平成9年6月 同社取締役 平成10年4月 同社東京第二営業本部長 平成12年3月 同社東京第一営業本部長 平成13年4月 同社常務取締役 平成15年4月 同社営業統括本部長 平成18年3月 同社専務取締役 平成19年6月 同社代表取締役社長(現任) 平成21年10月 中部大阪商品取引所理事 平成23年5月 ユタカ・フューチャーズ株式会社取締役(現任) 平成23年6月 当社取締役(現任)	(注)4	-
取締役	-	岡地 和道	昭和37年 1月13日生	昭和59年4月 岡地株式会社入社 昭和63年8月 同社退社 昭和63年9月 長谷工コーポレーション株式会社入社 平成元年8月 同社退社 平成元年9月 岡地株式会社入社 平成2年7月 同社取締役 平成5年4月 同社代表取締役常務 平成9年4月 同社代表取締役専務 平成12年4月 同社代表取締役社長(現任) 平成22年6月 委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金副理事長 平成23年1月 日本商品委託者保護基金副理事長(現任) 平成23年6月 当社取締役(現任) 平成23年10月 日本商品先物振興協会会長(現任)	(注)4	-
取締役	-	加藤 雅一	昭和35年 1月18日生	平成2年3月 岡藤商事株式会社入社 平成2年6月 同社取締役 平成3年6月 同社常務取締役 平成10年4月 同社代表取締役専務 平成12年6月 同社代表取締役社長 平成17年4月 岡藤ホールディングス株式会社代表取締役社長 岡藤商事株式会社代表取締役会長(現任) 平成18年6月 日本商品先物振興協会会長 平成20年5月 岡藤ホールディングス株式会社代表取締役会長 東京穀物商品取引所理事 平成21年5月 岡藤ホールディングス株式会社取締役相談役 平成21年11月 当社取締役(現任) 平成22年6月 岡藤ホールディングス株式会社特別顧問(現任) 平成23年10月 日本ファイナンシャルセキュリティーズ株式会社 代表取締役会長 平成24年2月 日本ファイナンシャルセキュリティーズ株式会社代表取締役会長 兼社長(現任)	(注)4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数
取締役	-	木村 良	昭和23年 2月13日生	昭和46年9月 昭和61年12月 平成2年12月 平成4年12月 平成11年5月 平成13年5月 平成16年5月 平成16年8月 平成19年3月 平成19年5月 平成21年2月 平成21年11月	木徳株式会社（現木徳神糧株式会社）入社 同社取締役 同社常務取締役 同社代表取締役社長 東京穀物商品取引所監事 同所理事 全国米穀販売事業協同組合（現全国米穀販売事業共済協同組合）理事 社団法人米穀安定供給確保支援機構理事 木徳神糧株式会社取締役会長（現任） 社団法人米穀安定供給確保支援機構理事長（現任） 全国米穀販売事業協同組合（現全国米穀販売事業共済協同組合）理事長（現任） 東洋キトクフーズ株式会社 代表取締役社長（現任） 当社取締役（現任）	(注) 4	-
取締役	-	野村 一正	昭和21年 7月12日生	昭和45年4月 昭和46年11月 平成元年5月 平成10年4月 平成13年4月 平成16年6月 平成18年4月 平成21年11月	株式会社時事通信社入社 同社編集局経済部 同社「農林経済」編集長 同社編集局編集委員 同社解説委員 同社解説委員兼編集局整理部長 株式会社農林中金総合研究所顧問 当社取締役（現任）	(注) 4	-
取締役	-	林 康史	昭和32年 1月1日生	昭和55年4月 昭和62年5月 平成9年5月 平成10年7月 平成16年2月 平成17年4月 平成19年1月 平成21年11月	久保田鉄工株式会社（現株式会社クボタ）入社 住友生命保険相互会社入社 東北财经大学（中国大連）客員教授・金融工程研究センター顧問 大和証券投資信託委託株式会社入社 株式会社あおぞら銀行入社 立正大学経済学部教授（現任） 華東師範大学（中国上海）客員教授（現任） 当社取締役（現任）	(注) 4	-
取締役	-	二家 勝明	昭和17年 1月22日生	昭和38年9月 昭和46年5月 昭和54年7月 昭和56年2月 平成5年10月 平成9年6月 平成11年4月 平成13年6月 平成17年4月 平成18年6月 平成18年10月 平成21年2月 平成21年11月 平成22年12月 平成23年1月	東京北辰商品株式会社入社 同社取締役 山栄物産株式会社（現ユニコムグループホールディングス株式会社）代表取締役専務 同社代表取締役社長 東京穀物商品取引所理事 日本ユニコム株式会社（現ユニコムグループホールディングス株式会社）代表取締役会長（現任） 日本商品先物振興協会理事（現任） 日本商品先物振興協会会長 委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金理事 日本商品先物取引協会副会長（現任） 日本ユニコム株式会社代表取締役会長（現任） 全国商品取引業厚生年金基金理事長（現任） 当社取締役（現任） 日産センチュリー証券株式会社代表取締役相談役（現任） 日本商品委託者保護基金理事（現任）	(注) 4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
取締役	-	山野 昭二	昭和25年 12月14日生	昭和49年4月 農林省（現農林水産省）入省 平成11年7月 大臣官房文書課長 平成13年1月 大臣官房審議官兼生産局 平成14年7月 東北農政局長 平成15年1月 関東農政局長 平成16年7月 独立行政法人緑資源機構理事 平成18年8月 農林水産省退官 平成18年10月 財団法人畜産環境整備機構常務理事 平成20年4月 東京穀物商品取引所顧問 平成20年5月 同所常務理事 平成21年5月 同所専務理事 平成21年11月 東穀代行株式会社監査役（現任） 平成24年6月 当社代表取締役専務 当社取締役（現任）	（注）4	-
取締役	-	渡辺 好明	昭和20年 10月23日生	昭和43年4月 農林省（現農林水産省）入省 平成5年7月 農林水産省大臣官房企画室長 平成7年7月 林野庁林政部長 平成8年7月 環境庁水質保全局長 平成10年7月 農林水産省構造改善局長 平成13年1月 水産庁長官 平成14年1月 農林水産事務次官 平成16年1月 農林水産省退官（農林水産省顧問） 平成16年4月 内閣総理大臣補佐官郵政民営化準備室長 平成18年10月 東京穀物商品取引所特別顧問 平成19年5月 同所理事長 平成19年6月 東穀代行株式会社代表取締役社 委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金理事 日本商品先物取引協会理事 株式会社日本商品清算機構代表取締役社長 株式会社日本商品清算機構取締役 平成21年6月 株式会社日本商品清算機構取締役 平成21年11月 当社代表取締役社長 平成23年1月 日本商品委託者保護基金理事 平成24年6月 当社取締役（現任）	（注）4	-
監査役 （常勤）	-	濱田 英俊	昭和24年 10月29日生	昭和49年3月 東京穀物商品取引所入所 平成3年2月 同所システム管理室次長 平成7年1月 同所調査部次長 平成10年7月 同所企画部部長 平成15年5月 同所理事 平成18年10月 同所常務理事 平成21年11月 当社監査役（現任）	（注）5	-
監査役	-	高木 賢	昭和18年 8月14日生	昭和42年4月 農林省（現農林水産省）入省 平成5年7月 構造改善局農政部長 平成7年7月 総務審議官 平成8年1月 農産園芸局長 平成10年7月 大臣官房長 平成11年7月 食糧庁長官 平成13年1月 農林水産省退官 平成13年4月 司法修習生（55期） 平成14年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 平成15年6月 株式会社インテージ 非常勤監査役（現任） 平成17年7月 財団法人大日本蚕糸会会頭（現任） 平成21年11月 当社監査役（現任） 平成23年4月 公立大学法人 高崎経済大学 理事長（現任）	（注）5	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数	
監査役	-	袖山 裕行	昭和32年 10月26日生	昭和55年4月	国民金融公庫（現株式会社日本政策金融公庫）入社	(注)5	-
				昭和58年9月	朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社		
				昭和62年7月	公認会計士・税理士登録 袖山公認会計士事務所開業（現任）		
				平成9年8月	株式会社日本ビジネスソリューション取締役（現任）		
				平成15年5月	財団法人日本炭酸飲料検査協会（現一般財団法人日本清涼飲料検査協会）監事（現任）		
				平成16年5月	財団法人全国調味料・野菜飲料検査協会（現一般財団法人全国調味料・野菜飲料検査協会）監事（現任）		
				平成17年3月	全国情報通信資材株式会社監査役（現任）		
				平成17年6月	社団法人日本ケーブルテレビ連盟監事（現任）		
				平成17年10月	日本アコモデーションファンド投資法人監督役員（現任）		
				平成19年3月	財団法人日本ラグビーフットボール協会監事（現任）		
				平成20年5月	財団法人日本木材総合情報センター監事（現任）		
				平成21年5月	社団法人日本給食サービス協会（現公益法人日本給食サービス協会）監事（現任）		
				平成21年11月	当社監査役（現任）		
計						-	

- (注) 1. 略歴は本報告書提出日時点のものです。  
2. 取締役石黒文博、岡地和道、加藤雅一、木村良、野村一正、林康史、二家勝明の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。  
3. 監査役高木賢、袖山裕行の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。  
4. 取締役の任期は、平成25年3月期に係る定時株主総会の終結の時までです。  
5. 監査役の任期は、平成25年3月期に係る定時株主総会の終結の時までです。  
6. 本取引所は監査役会設置会社です。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

本取引所のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

本取引所は、商品市場の開設及びその健全な運営を通じて、商品の生産及び流通を円滑にし、国民経済の適切な運営及び委託者保護に資するという本取引所設立の目的を果たし、社会から信頼を得てその存在価値を高めるため、役員は、コンプライアンスの遵守とその意識の徹底を図り、経営監視機能及び内部統制機能の強化と積極的な情報開示等を通じて、ガバナンスの向上に取り組むことを基本的な考え方としております。

会社の機関の内容

本取引所は、監査役会設置会社の形態をとり、会社法に基づく株主総会、取締役、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人のほか、商品先物取引法で規定する市場取引監視委員会及び定款で規定する自主規制委員会を設置しております。また、本取引所は、経営上の重要事項について取締役会に先立ち審議する経営執行委員会と、市場運営上の重要事項について取締役会の諮問に応じる諮問委員会を設置します。

#### ア．株主総会

- ・本取引所は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

#### イ．取締役及び取締役会

- ・本取引所の取締役は10名以内とする旨及び社外取締役として商品先物取引法で規定する取引参加者又はこれに類する者の業務に従事する者以外で、商品先物市場の運営に関し公正な判断をすることができる優れた識見を有する者1名以上を選任する旨を定款に定めております。なお、本取引所の取締役には、商品先物取引法第92条に規定する欠格条件に該当する者は就任することができません。
- ・本取引所は、取締役の選任決議について、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。
- ・本取引所は、取締役が期待された役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。
- ・本取引所は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。
- ・剰余金の配当のうち中間配当については取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。これは中間配当の決定を取締役会の決議事項とすることにより、株主への利益還元を機動的に行うことができるようにするものです。

#### ウ．監査役及び監査役会

- ・本取引所の監査役は4名以内とする旨を定款に定めております。
- ・常勤監査役は、その在任中、取引参加者又はこれに類するものと直接関係のある業務に従事することができないことに加え、監査役会の承認を受けなければ、他の業務に従事することができない旨を定款に定めております。
- ・本取引所は、監査役の選任決議について、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。
- ・本取引所は、監査役が期待された役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。
- ・本取引所は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

エ．市場取引監視委員会

- ・本取引所は、商品先物取引法第166条に基づき市場取引監視委員会を設置し、同委員会が商品市場における取引の方法・管理その他商品取引所の業務の運営を監視し、必要と認める場合には、代表取締役意見に意見を述べる旨及び代表取締役が本取引所における取引の公正の確保に関する状況を委員会に報告する旨を定款に定めております。

オ．自主規制委員会

- ・本取引所は、株式会社としての営利性と取引所としての公益性の利益相反が生じないよう、自主規制部門の独立性を確保するために、自主規制業務を行う機関として、3名の取締役（過半数は社外取締役）で構成する「自主規制委員会」を設置することを定款で定めております。  
なお、自主規制委員会については、商品先物取引法第96条の2から第96条の17において委員構成、権限等が法定されています。

カ．経営執行委員会

- ・本取引所は、取締役会による経営の意思決定に基づく業務執行機関として執行役員制度を導入します。
- ・本取引所では、常勤の取締役及び執行役員から構成される経営執行委員会を設置し、業務執行上の課題のほか、経営に関する重要事項について取締役会に先立ち審議を行います。

キ．諮問委員会

- ・本取引所は、本取引所の市場の運営に関する重要事項について、取締役会の諮問に応じ、又は取締役会に意見を述べる旨を定款に定めております。

内部統制システムの整備の状況

- ・本取引所においては、取締役会が、監査役設置会社として、会社法第362条に定める「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。
- ・「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、「コンプライアンス規程」、「リスク管理規程」、「個人情報保護規程」、「文書管理規程」、「内部情報管理規程」、「情報システム管理規程」、「経理規程」、「印章管理規程」、「内部通報規程」といった内部統制に係る諸規程を整備し、運用しております。

ア．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・本取引所は、法令等遵守を経営の重要課題と位置付け、コンプライアンス推進のための基本事項を定めた「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス規程に定めるガイドライン」を整備しております。
- ・法令等遵守の徹底を図るため、取締役、執行役員等で構成するコンプライアンス委員会を設置し、毎月1回開催しております。
- ・本取引所の事業活動において法令・定款違反等の発生及びその可能性のある事項を早期に発見し是正するための内部通報制度を整備し、役職員等及び関係者からの報告体制を整えております。

イ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・本取引所における取締役の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき適切に記録、保存及び管理を行い、取締役は必要に応じこれらの情報を閲覧することができるようにしております。

ウ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・本取引所は、損失の危険の管理を適切に行うための基本事項を定めた「リスク管理規程」を策定しております。更に、同規程に基づく「リスクカテゴリーごとの対応方針」を策定し、総務部をリスク管理統括部署とし、管理すべきリスクの種類ごとに主務部を定めております。
- ・特に、商品市場の開設者として市場運営を円滑に行うことを本取引所の最優先課題としております。

エ．取締役の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・本取引所は明確化された職務分掌及び権限に基づいて、効率的な業務執行を行うとともに、事業目的を達成するために適切な組織体制を構築しております。
- ・中期経営計画及び年度事業計画について、取締役会は定期的にレビューすることにより、目的達成の確度を高め、職務の効率化を実現しております。

オ．本取引所並びにその子会社における業務の適正を確保するための体制

- ・本取引所の子会社である東穀代行株式会社は、業務運営の適正の確保を図るため、その基盤となる内部統制システム関係諸規程を整備し、体制を構築しております。
- ・東穀代行株式会社の業務の適正化・効率化を図るため、内部監査を実施し、その結果を本取引所取締役及び東穀代行株式会社取締役にしております。

内部監査及び監査役会による監査の状況

ア．内部監査の状況

- ・本取引所では、法令遵守等内部統制についての内部監査を担当するコンプライアンス室を設置しております。コンプライアンス室は、本取引所の各部門から独立した組織とし、監査対象部門からの干渉等を受けることなく、内部監査業務を行っております。
- ・コンプライアンス室は、内部監査計画、内部監査業務の実施について、事前に監査役会と協議しております。また、監査結果について、取締役社長及び監査役会に報告しております。

イ．監査役監査の状況

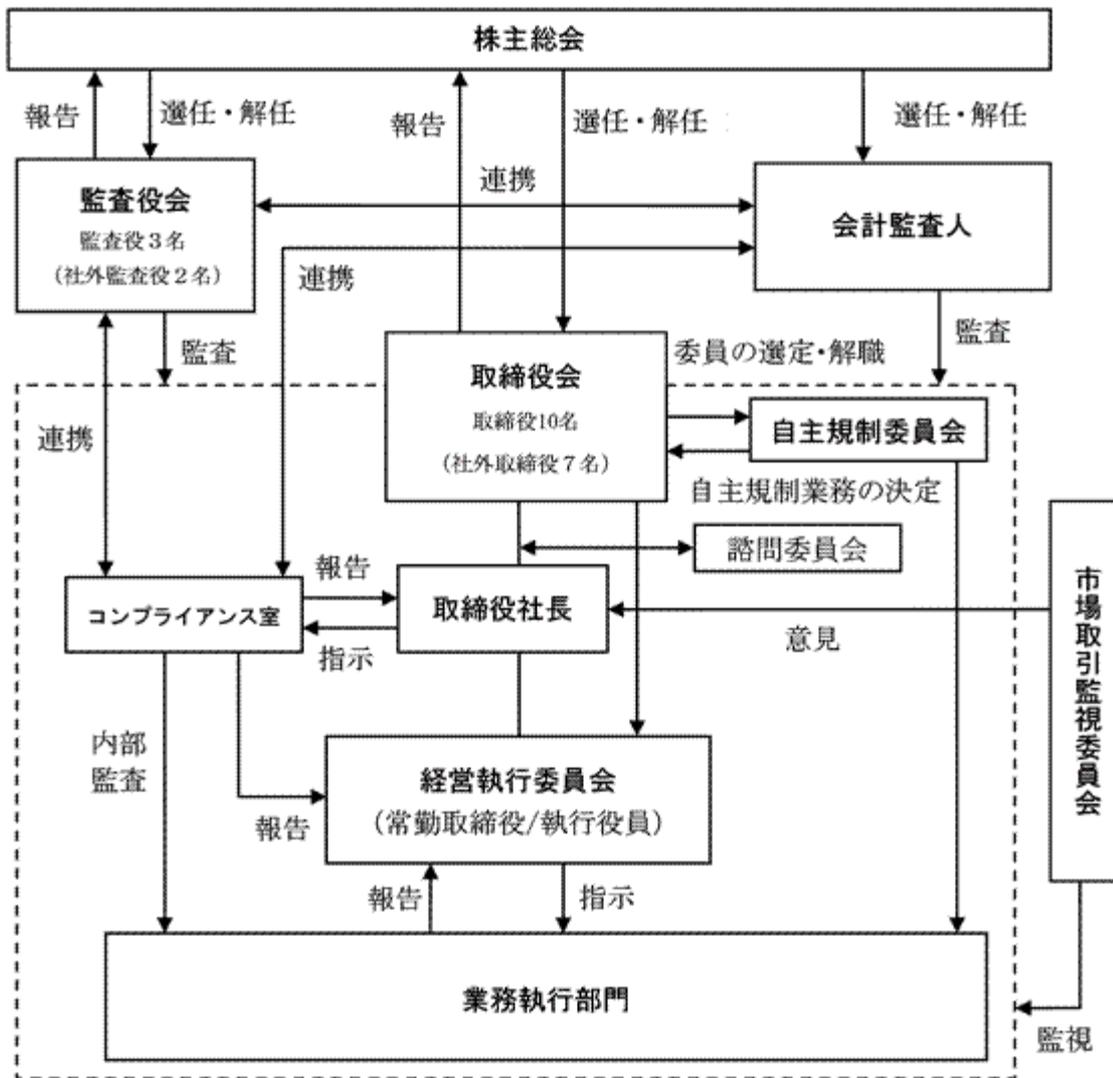
- ・本取引所は監査役会を中心とした監査体制をとっており、その職務を補助する組織として、コンプライアンス室が当たっております。
- ・監査役会は、取締役の業務執行が適切な内部統制システムのもとで適正に行われているかについての監査を実施しております。
- ・監査役会は、監査計画を定め、取締役、執行役員等から、定期的に、その職務の執行に関する事項の報告を受け又は聴取するとともに、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容等を調査しております。
- ・監査役会は、本取引所の会計監査人である有限責任あずさ監査法人から、その監査計画及び監査の結果について報告及び説明を受け、これに基づき財務諸表監査及び内部統制監査の結果について検証を行っております。

会計監査の状況

本取引所の会計監査業務を執行した公認会計士は宮裕、飯田浩司、佐藤茂の3名であり、有限責任 あずさ監査法人に所属しております。

本取引所の会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士1名、その他5名であります。

会社の機関、内部統制の関係図



本取引所と社外取締役、社外監査役との人的関係等の概要

本取引所は、経営監視機能を強化し、経営の健全性及び意思決定プロセスの透明性を高めるため、取締役の過半数を会社法第2条第15号に定める社外取締役とし、うち1名以上を商品先物取引法（昭和25年8月5日法律第239号）第2条第16項に規定する取引参加者（以下「取引参加者」という。）又はこれに類する者の業務に従事するもの以外のものであって、かつ商品先物市場の運営に関し公正な判断をすることができる優れた識見を有する者とします。

なお、社外取締役のうち、下記の取締役が、本取引所の取引参加者に所属しており、本取引所市場を利用して取引を行うことがありますが、商品先物取引法に基づく本取引所の規則等に従って取引は公正に行われており、問題はありません。

本取引所の社外取締役のうち、石黒文博、岡地和道、加藤雅一、木村良、二家勝明の各氏は、本取引所の取引参加者に所属しております。

種類株式の議決権

本取引所は普通株式と無議決権株式を発行しております。無議決権株式につきましては、定款において「無議決権株主は、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない。」と規定されておりますが、剰余金の配当において普通株式に優先し、また普通株式に同等の残余財産の分配を受けることができる内容となっております。

本取引所が普通株式と無議決権株式を発行している理由は、本取引所が組織変更の際に、商品取引所法（現商品先物取引法）第126条に基づく会員への株式の割当に際し、商品取引所法（現商品先物取引法）第86条の規定により、何人も株式会社商品取引所の総株主の議決権の100分の5を超える議決権を取得し、又は保有してはならないとされていることを考慮したことによるものです。

役員報酬の内容

区分	支給人数（名）	支給額（千円）
取締役 （うち社外取締役）	5 (2)	39,497 (2,400)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	11,086 (2,400)
合計	8	50,583

（注）使用人を兼務する取締役及び監査役はありません。

社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の締結について

社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

（2）【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 （千円）	非監査業務に基づく報酬 （千円）	監査証明業務に基づく報酬 （千円）	非監査業務に基づく報酬 （千円）
8,000	-	6,647	-

（注）1 本取引所と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査及び英文財務諸表に係る監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2 本取引所は、平成21年11月2日に商品取引所法（現商品先物取引法）第121条の規定に基づき、会員商品取引所から株式会社商品取引所へ組織変更いたしました。組織変更に伴い、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人としております。

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査報酬につきましては、会計監査人としての経歴、監査の品質や監査に必要な人員と時間等を総合的に考慮のうえ、その妥当性を検討し、監査役会の同意を得て決定いたします。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

本取引所の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

本取引所は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、本取引所では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

1【財務諸表等】  
(1)【財務諸表】  
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1, 2 3,263,077	1, 2 2,528,618
未収入金	16,961	4,905
未収消費税等	-	37,887
前払費用	4,310	4,274
その他	15,735	7,802
貸倒引当金	10,259	-
流動資産合計	3,289,825	2,583,488
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,107	-
工具、器具及び備品	1,983	-
その他	2,800	2,800
有形固定資産合計	3 6,890	3 2,800
無形固定資産		
電話加入権	415	-
無形固定資産合計	415	-
投資その他の資産		
投資有価証券	2 21,772	8,772
関係会社株式	108,644	76,862
従業員に対する長期貸付金	28,863	38,583
保険積立金	77,676	83,463
その他	18,568	15,590
投資その他の資産合計	255,524	223,271
固定資産合計	262,830	226,071
資産合計	3,552,656	2,809,560
<b>負債の部</b>		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	2 33,410	-
未払金	47,764	46,084
預り金	2,660	7,512
未払法人税等	9,899	2,262
未払消費税等	8,533	-
賞与引当金	18,074	17,063
その他	373	995
流動負債合計	120,717	73,919
固定負債		
長期借入金	2 33,410	-
信認金	131,920	129,920

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
長期末払金	82,048	-
退職給付引当金	21,533	32,401
役員退職慰労引当金	4 84,172	4 81,531
繰延税金負債	5,875	-
固定負債合計	358,959	243,853
負債合計	479,676	317,772
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,230,000	1,230,000
資本剰余金		
資本準備金	230,000	230,000
その他資本剰余金	549,900	549,900
資本剰余金合計	779,900	779,900
利益剰余金		
その他利益剰余金		
特別担保積立金	25,000	25,000
別途積立金	126,781	126,781
繰越利益剰余金	911,298	330,106
利益剰余金合計	1,063,079	481,887
株主資本合計	3,072,979	2,491,788
純資産合計	3,072,979	2,491,788
負債純資産合計	3,552,656	2,809,560

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>営業収益</b>		
定額参加料	1 16,300	1 14,650
定率参加料	312,677	157,154
受渡手数料	2,263	2,214
検品手数料	641	490
情報機器使用料	106,979	27,883
名義変更手数料	3,000	-
営業収益合計	441,862	202,392
<b>営業費用</b>		
営業費用合計	2 1,215,523	2 823,767
営業損失( )	773,661	621,375
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	1,327	1,057
受取賃貸料	68,257	-
貸倒引当金戻入額	-	7,961
償却債権取立益	-	1,467
保険解約返戻金	3,631	5,819
雑収入	6,966	6,526
営業外収益合計	80,182	22,831
<b>営業外費用</b>		
支払利息	10,659	-
賃貸費用	36,179	-
雑損失	204	65
営業外費用合計	47,044	65
経常損失( )	740,522	598,609
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	3 1,881,017	-
投資有価証券売却益	64,949	51,420
退職給付引当金戻入額	18,291	-
貸倒引当金戻入額	3,152	-
賞与引当金戻入額	3,443	-
特別利益合計	1,970,854	51,420
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	4 56,655	-
固定資産売却損	5 21,036	-
減損損失	6 224,214	6 4,320
関係会社株式評価損	-	31,781
ゴルフ会員権評価損	-	2,970
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	15,938	-
特別損失合計	317,845	39,072

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 ( )	912,485	586,261
法人税、住民税及び事業税	1,187	805
法人税等調整額	-	5,875
法人税等合計	1,187	5,069
当期純利益又は当期純損失 ( )	911,298	581,191

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
資本金		
当期首残高	1,230,000	1,230,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,230,000	1,230,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	230,000	230,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	230,000	230,000
その他資本剰余金		
当期首残高	549,900	549,900
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	549,900	549,900
資本剰余金合計		
当期首残高	779,900	779,900
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	779,900	779,900
利益剰余金		
その他利益剰余金		
損失てん補準備金		
当期首残高	694,770	-
当期変動額		
損失てん補準備金の取崩	694,770	-
当期変動額合計	694,770	-
当期末残高	-	-
特別担保積立金		
当期首残高	25,000	25,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	25,000	25,000
別途積立金		
当期首残高	144,027	126,781
当期変動額		
別途積立金の取崩	17,246	-
当期変動額合計	17,246	-

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
当期末残高	126,781	126,781
繰越利益剰余金		
当期首残高	712,016	911,298
当期変動額		
損失てん補準備金の取崩	694,770	-
別途積立金の取崩	17,246	-
当期純利益又は当期純損失( )	911,298	581,191
当期変動額合計	1,623,314	581,191
当期末残高	911,298	330,106
利益剰余金合計		
当期首残高	151,781	1,063,079
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失( )	911,298	581,191
当期変動額合計	911,298	581,191
当期末残高	1,063,079	481,887
株主資本合計		
当期首残高	2,161,681	3,072,979
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失( )	911,298	581,191
当期変動額合計	911,298	581,191
当期末残高	3,072,979	2,491,788
純資産合計		
当期首残高	2,161,681	3,072,979
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失( )	911,298	581,191
当期変動額合計	911,298	581,191
当期末残高	3,072,979	2,491,788

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	912,485	586,261
減価償却費	138,286	1,721
減損損失	224,214	4,320
関係会社株式評価損	-	31,781
ゴルフ会員権評価損	-	2,970
貸倒引当金の増減額( は減少)	3,152	12,556
賞与引当金の増減額( は減少)	5,767	1,011
退職給付引当金の増減額( は減少)	47,268	10,867
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	19,470	2,640
受取利息及び受取配当金	1,327	1,057
支払利息及び割引料	10,659	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	15,938	-
固定資産除却損	56,655	-
固定資産売却損益( は益)	1,859,981	-
投資有価証券売却益	64,949	51,420
未収入金の増減額( は増加)	15,012	14,362
保険積立金の増減額( は増加)	8,905	5,786
未払金の増減額( は減少)	11,102	12,187
預り金の増減額( は減少)	21,352	4,851
その他	1,123	45,230
小計	618,425	647,274
利息及び配当金の受取額	1,326	1,047
利息の支払額	11,936	1,920
法人税等の支払額	2,058	1,187
法人税等の還付額	60,074	153
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>571,018</b>	<b>649,181</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	-	960,147
有形固定資産の取得による支出	2,838	1,535
長期前払費用の取得による支出	216,582	-
固定資産の売却による収入	3,838,340	-
投資有価証券の売却による収入	197,949	64,420
長期預り保証金の返還による支出	118,944	-
その他	10,390	9,720
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>3,708,314</b>	<b>906,983</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の増減額( は減少)	450,000	-
長期借入金の返済による支出	33,410	66,820
会員の脱退に伴う出資金等の返還による支出	13,365	69,621

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー	496,775	136,441
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,640,520	1,692,605
現金及び現金同等物の期首残高	490,636	3,131,157
現金及び現金同等物の期末残高	1 3,131,157	1 1,438,551

【重要な会計方針】

項目	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。 (2) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 13年～15年 工具、器具及び備品 4年～20年
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度末における賞与支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付に係る自己都合要支給額及び中小企業退職金共済制度の積立金に基づき、期末において発生していると認められる額を計上しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、取締役退職慰労金規程及び執行役員退職慰労金規程（内規）に基づく期末要支給額を計上しております。ただし、平成23年4月以降役員退職慰労引当金の繰入を停止しております。
4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【表示方法の変更】

	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
(貸借対照表)	「流動負債」の「預り金」は、前事業年度は「その他」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替を行っております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた3,034千円は、「預り金」2,660千円、「その他」373千円として組み替えております。
(損益計算書)	「営業外収益」の「保険解約返戻金」は、前事業年度は「雑収入」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替を行っております。この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「雑収入」に表示していた10,597千円は、「保険解約返戻金」3,631千円、「雑収入」6,966千円として組み替えております。

【追加情報】

当事業年度  
(自 平成23年4月1日  
至 平成24年3月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当事業年度の「貸倒引当金戻入額」は、「営業外収益」に計上しておりますが、前事業年度については遡及処理を行っておりません。

## 【注記事項】

(貸借対照表関係)

1. 現金及び預金には、次のものが含まれています。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
信認金預金	131,920千円	129,920千円

2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
現金及び預金	460,000千円	460,000千円
投資有価証券	13,000千円	
計	473,000千円	460,000千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
長期借入金	66,820千円	

3. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	41,241千円	42,962千円

4. 役員退職慰労引当金には、執行役員退職慰労引当金が含まれております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
役員退職慰労引当金	24,184千円	15,637千円

5. 偶発債務

本取引所は株式会社日本商品清算機構との損失補償契約により、本取引所取引参加者の決済不履行により株式会社日本商品清算機構が損失を受けた場合において、当該取引参加者が本取引所に預託している預託金等で補てんしきれない損失額について、本取引所の特別担保積立金を限度に充当される契約を交わしております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
特別担保積立金	25,000千円	25,000千円

6. 本取引所は、商品先物取引法及び本取引所の関係規則に基づき、各取引参加者から信認金の預託を受けております。預託されるのは金銭又は充用有価証券(本取引所の規則で認められたものに限る。)であります。このうち、充用有価証券については本取引所に処分権がないため、貸借対照表には記載しておりません。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
充用有価証券		
充用価格	14,959千円	8,930千円
時価評価額	21,353千円	13,254千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
定額参加料	200千円	200千円

2 営業費用(販売費及び一般管理費)のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属する費用であります。

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
役員報酬	40,446千円	50,583千円
職員給与	202,304千円	159,783千円
福利厚生費	33,587千円	31,887千円
賞与引当金繰入	25,732千円	35,045千円
役員退職慰労引当金繰入	19,470千円	
退職給付費用		26,122千円
償却費	119,704千円	1,721千円
普及宣伝費		48,493千円
コンピュータ諸費	532,127千円	342,410千円

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
土地、建物	1,880,561千円	
工具、器具及び備品	456千円	
計	1,881,017千円	

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
工具、器具及び備品	40,455千円	
その他有形固定資産	16,200千円	
計	56,655千円	

5 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
建物	3,303千円	
工具、器具及び備品	3,755千円	
その他有形固定資産	13,977千円	
計	21,036千円	

6. 減損損失

以下の資産について減損損失を計上しました。

前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
---	---

場所	用途	種類
本社等	取引システム等	工具、器具及び備品、ソフトウェア、長期前払費用

場所	用途	種類
本社	事業用資産	建物、工具、器具及び備品、電話加入権

本取引所は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっていること及び今後も収益の回復が見込まれなくなる可能性が高いことから、当事業年度においては、下記の帳簿価額を回収可能価額又は備忘価格まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。その内訳は、以下のとおりであります。

建物		1,734千円
工具、器具及び備品	4,668千円	2,170千円
ソフトウェア	13,268千円	
長期前払費用	206,278千円	
電話加入権		415千円
計	224,214千円	4,320千円

なお、回収可能価額は、売却見込価額から処分費用を差し引いた正味売却価額により評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	3,305,029	-	-	3,305,029
無議決権株式	1,689,981	-	-	1,689,981
合計	4,995,010	-	-	4,995,010

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	3,305,029	-	-	3,305,029
無議決権株式	1,689,981	-	-	1,689,981
合計	4,995,010	-	-	4,995,010

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
現金及び預金勘定	3,263,077千円	2,528,618千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	千円	960,147千円
現金勘定のうち信託金預金	131,920千円	129,920千円
現金及び現金同等物	3,131,157千円	1,438,551千円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

(1) 金融商品の状況に関する事項

本取引所は、資金運用については短期的な預金等に限定し、取引先等からの借り入れにより資金を調達しております。

借入金の用途は、運転資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年 3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、下表には含まれておりません( (注) 2 . 参照)。

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	3,263,077千円	3,263,077千円	-
長期借入金	66,820千円	66,770千円	49千円

(注) 1 . 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

2 . 非上場株式(貸借対照表計上額21,772千円)及び関係会社株式(貸借対照表計上額108,644千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難とみられるため、上表には含めておりません。

3 . 長期借入金の決算日後の返済予定額

附属明細表「借入金等明細表」をご参照下さい。

当事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

(1) 金融商品の状況に関する事項

本取引所は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年 3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、下表には含まれておりません( (注) 2 . 参照)。

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	2,528,618千円	2,528,618千円	-

(注) 1 . 金融商品の時価の算定方法

現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 . 非上場株式(貸借対照表計上額8,772千円)及び関係会社株式(貸借対照表計上額76,862千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難とみられるため、上表には含めておりません。

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

1 . 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
197,949千円	64,949千円	-

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容(平成23年3月31日)

種類	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式及び関連会社株式 子会社株式	108,644千円
(2) その他有価証券 非上場株式	21,772千円

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
64,420千円	51,420千円	-

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容(平成24年3月31日)

種類	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式及び関連会社株式 子会社株式	76,862千円
(2) その他有価証券 非上場株式	8,772千円

(デリバティブ取引関係)

本取引所は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

本取引所は、中小企業退職金共済制度及び厚生年金基金制度を併用しております。

なお、平成23年7月に適格退職年金制度から中小企業退職金共済制度に移行しております。

本取引所の加入する厚生年金基金は総合設立方式であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、「退職給付に係る会計基準」(企業会計審議会：平成10年6月16日)注解12(複数事業主制度の企業年金について)により、年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、本取引所は退職給付債務の算定に当たり簡便法を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
退職給付債務	301,019千円	270,636千円
年金資産	279,486千円	238,235千円
退職給付引当金	21,533千円	32,401千円

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
退職給付費用		26,122千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

本取引所は簡便法を適用しており、記載事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	267,683千円	574,791千円
減価償却超過額	25,718千円	1,375千円
ゴルフ会員権	16,064千円	15,129千円
退職給付引当金	8,761千円	11,547千円
コンピュータ諸費	87,869千円	-
減損損失	91,232千円	57,054千円
役員退職慰労引当金	34,249千円	29,057千円
長期未払金	19,221千円	-
一括償却資産	-	16千円
貸倒引当金	8,032千円	-
その他	10,592千円	15,091千円
繰延税資産小計	569,427千円	704,063千円
評価性引当額	569,427千円	704,063千円
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
子会社株式	5,875千円	-
繰延税金負債合計	5,875千円	-
繰延税金資産の純額	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.7%	-
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	-
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.0	-
住民税均等割	0.1	-
評価性引当額の増減	41.1	-
その他	0.3	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.1	-

当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.6%となります。

この変更による財務諸表への影響はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

(1) 資産除去債務の概要

前事業年度より、本社ビル(昭和62年11月竣工)の売却により生じることが見込まれる除去費用について資産除去債務を計上しております。

なお、本社ビルは前事業年度中に売却しております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去費用の見積りにあたっては、使用見込期間を建物の耐用年数とし、割引率は建物の耐用年数到来直後に償還される利付国債の流通利回り2.3%を採用しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
期首残高(注)	43,195千円	-
時の経過による調整額	993千円	-
資産除去債務の履行による減少額	82,146千円	-
その他増減額(は減少)	37,957千円	-
期末残高	-	-

(注) 前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3月 31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月 31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(賃貸等不動産関係)

本取引所は、東京都において賃貸用のオフィスビル(土地を含む)を有し、また、本取引所ビルの一部を賃貸しておりますが、いずれも前事業年度中に売却いたしました。前事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は32,077千円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
貸借対照表計上額		
期首残高	760,604	-
期中増減額	760,604	-
期末残高	-	-
期末時価	-	-

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。  
2. 期末の時価は、本取引所ビルを前事業年度中に売却したため該当事項ありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

本取引所は、商品先物取引事業の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載を省略しております。

当事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

本取引所は、商品先物取引事業の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
ドットコモディティ株式会社	24,744
豊商事株式会社	20,714

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）  
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）  
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等  
該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等  
当事業年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等（人）	事業上の関係				
関連会社	株式会社日本商品清算機構	東京都中央区	634,350	商品取引債務引受業	所有 2.1%	兼任 1	役員の兼任・本取引所の市場における取引に基づく債務の引受け	賃貸料の受取	4,038	-	-

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 賃借料は、近隣の取引実勢を参考に、価格交渉の上で決定しております。
3. 株式会社日本商品清算機構は、平成22年10月1日に保有株式2,660株を東工取に売却したことにより関連当事者に該当しなくなったため、関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。
4. 本取引所は株式会社日本商品清算機構との損失補償契約により、本取引所取引参加者の決済不履行により株式会社日本商品清算機構が損失を受けた場合において、当該取引参加者が本取引所に預託している預託金等で補てんしきれない損失額について、本取引所の特別担保積立金25,000千円を限度に充当される契約を交わしております。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等  
該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等  
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

該当事項はありません。

## ( 1株当たり情報 )

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
1株当たり純資産額	615.20円	498.85円
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額( )	275.73円	175.85円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	182.44円	-

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	3,072,979	2,491,788
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	3,072,979	2,491,788
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	3,305,029	3,305,029

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
1株当たり当期純利益又は当期純損失( ) 金額		
当期純利益又は当期純損失( ) (千円)	911,298	581,191
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失 (千円)	911,298	581,191
普通株式の期中平均株式数(株)	3,305,029	3,305,029
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	1,689,981	-
(うち無議決権株式(株))	(1,689,981)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜 在株式の概要		-

(重要な後発事象)

当事業年度  
(自平成23年4月1日  
至平成24年3月31日)

1. 役員退職慰労引当金の戻し入れについて

本取引所は、役員及び執行役員の将来における退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき役員退職慰労引当金を計上していますが、このたび、取締役3名、監査役1名、執行役員1名から、業績に鑑み、将来見込まれる役員退職慰労金の受取額の全部若しくは一部を返上する旨の申し出があり、平成24年5月24日付けで確認書を受領いたしました。

その結果、当事業年度末の貸借対照表に計上されている役員退職慰労引当金81,531千円のうち、52,520千円については翌事業年度に役員退職慰労引当金戻入額として特別利益に計上される予定です。

2. 他の取引所への建玉等の処理の移管について

本取引所は、総合取引所構想の進展や経営状況等を踏まえ、建玉等処理移管を含めた組織と市場のあり方を検討しており、平成24年3月21日開催の取締役会にて、東工取、関西取への建玉等処理移管に係る協議を申し入れることを決議し、申し入れを行いました。平成24年度内を目途に建玉等処理移管を行うためには、当該移管の実施に係る業務規程・受託契約準則の変更の認可、及び他の取引所との当該移管に係る合意が必要であることから、本取引所は、上記の事項について、平成24年5月29日開催の臨時取締役会へ付議し、承認されました。その後、移管先である東工取及び関西取において、それぞれ建玉等の処理の移管の受け入れが承認されましたので、本取引所は、平成24年6月1日付けで東工取との間で東工取の農産物市場の開設及び本取引所の建玉等の処理の移管に係る覚書きを締結するとともに、農林水産大臣へ業務規程及び受託契約準則の変更認可申請を行い、平成24年6月4日に認可されました。

また、当該認可後、本取引所、東工取、清算機構並びに本取引所、関西取、清算機構との三者間で、建玉等の処理の移管に係る具体的な取扱いに関する取決めを平成24年6月11日に締結しました。

これに伴い、本取引所は、平成25年2月8日の日中立会をもって停止し、東工取及び関西取は、主務大臣による認可（東工取にあつては農産物市場の開設許可、関西取にあつては農産物市場における東京米穀の別建ての取引の開始に係る規程等の変更認可）を前提に、平成25年2月12日の日中立会より農産物市場の取引を開始し、清算機構はこれに係る債務の引受けを行います。なお、東工取への移管商品は、大豆、小豆、とうもろこし及び粗糖であり、関西取への移管商品は、米穀です。

なお、東工取との間に締結された前記覚書きにより、平成24年6月19日にシステム整備費用として96,717千円を支払っており、翌事業年度の特別損失に計上される予定です。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数	貸借対照表計上額
投資有価証券 関係会社株式	其他有価証券 子会社株式	株式会社日経ラジオ社 東穀代行株式会社	9,000株 199,800株	8,772千円 76,862千円

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	期末減価償却 累計額又は 償却累計額	当期 償却額	差引期末 帳簿価額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
有形固 定資産	建物	2,138	-	1,734 (1,734)	404	404	372	-
	工具、器具及 び備品	43,193	1,535	2,170 (2,170)	42,558	42,558	1,348	-
	その他	2,800	-	-	2,800	-	-	2,800
	計	48,132	1,535	3,904 (3,904)	45,762	42,962	1,721	2,800
無形固 定資産	電話加入権	415	-	415 (415)	-	-	-	-
	計	415	-	415 (415)	-	-	-	-

- (注) 1. 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。  
2. 当期資産増加額のうち主なものは以下のとおりであります。

資産の種類	内容及び金額
工具、器具及び備品	無停電電源装置(UPS)の設置 1,535千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	10,259	-	2,297	7,961	-
賞与引当金	18,074	35,072	36,057	26	17,063
役員退職慰労引当金	84,172	-	2,640	-	81,531

- (注) 1. 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、対象債権回収による戻入額であります。  
2. 賞与引当金の当期減少額(その他)は、実際支給額との差額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、本明細表の記載を省略しております。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## 資産の部

## イ 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	258
預金	
普通預金	1,138,293
定期預金	1,390,067
小計	2,528,360
合計	2,528,618

## 負債の部

該当事項はありません。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	3月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	期末配当 毎年3月31日 中間配当 毎年9月30日
1単元の株式数	普通株式 : - 無議決権株式 : -
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取手数料	-
公告掲載方法	本取引所の公告は、電子公告の方法によります。事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法によります。 公告掲載URL ( <a href="http://www.tge.or.jp">http://www.tge.or.jp</a> )
株主に対する特典	該当事項はありません。
株式の譲渡制限	株式の譲渡又は取得については、本取引所の承認を要します。
議決権の保有制限	株式会社商品取引所では、商品先物取引法第86条により、何人も総株主の議決権の100分の20（その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として主務省令で定める事実がある場合には、100分の15）以上の数の議決権を取得し、又は保有してはならないこととされています（ただし、商品取引所、商品取引所持株会社、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が取得し、又は保有する場合はこの限りでない）。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

本取引所には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及び添付書類

平成23年6月24日関東財務局長に提出。

(2) 半期報告書

平成23年12月22日関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

### 第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年6月26日

株式会社東京穀物商品取引所  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮 裕 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 飯 田 浩 司 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 茂 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京穀物商品取引所の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第69期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京穀物商品取引所の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

- (1)重要な後発事象1に、役員退職慰労引当金の戻し入れについての記載がある。
  - (2)重要な後発事象2に、他の取引所への建玉等の処理の移管についての記載がある。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。